

## みやぎ環境税について

### 1 現状と課題

宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくためには、様々な環境施策を一体的・複合的に展開する必要がある。

本県の環境政策上の課題については、これまで、限られた財源の中で、一定の取組を展開してきたものの、「地球温暖化防止」や「豊かな自然環境の確保」に代表される喫緊の課題に早急に対応するためには、通常ベースの財源を超えた積極的対応を行っていく必要がある。

### 2 財源確保について

これらの施策の充実を図ることは、本県にとって極めて重要なものであり、また、広く県民がその便益を享受し得るものであることから、財源確保策として、新たな税の導入を行う必要がある。

なお、財源確保については、県議会（地球温暖化防止対策調査特別委員会）からの提言のほか、宮城県森林組合連合会から要望が出されている。

- ・特別委員会の提言：「二酸化炭素の排出抑制及び吸収拡大に関する施策の充実強化を図ること」「財源確保策として新たな税の導入の実現が図られるよう具体的な検討に着手することを強く要望する」
- ・森林組合連合会からの要望：県レベルの森林環境税を早急に創設すること

### 3 環境・エネルギー施策の新たな展開及び更なる充実の方向性について

- (1) 二酸化炭素吸収源確保対策 例) 森林環境整備, 森林資源有効活用
  - (2) 二酸化炭素排出削減対策 例) クリーンエネルギー普及, 環境配慮型産業の振興
  - (3) 生物多様性・豊かな自然環境の確保 例) 希少野生生物保護の促進, 野生鳥獣による農業被害軽減対策
  - (4) やすらぎや潤いのある生活空間創造, 人と自然の交流促進 例) 水循環の保全, 環境緑化, 環境教育推進
- ※ 具体の施策・事業については、現在精査中である。

### 4 みやぎ環境税の制度の概要について

- (1) 課税方式：現行の県民税均等割に上乗せして課税(超過課税)
- (2) 納税義務者：現行の県民税均等割の納税義務者に同じ
  - 【個人】 県内に住所等を有する個人 (約 106 万人)
  - 【法人】 県内に事務所・事業所等を有する法人 (約 5 万社)
- (3) 税率：【個人】 年 1,200 円  
(現行の個人県民税均等割 (年 1,000 円) に加算)  
【法人】 資本金等の額により 年 2,000 円 ~ 80,000 円  
(現行の法人県民税均等割に 10%相当額を加算)
- (4) 税収規模：約 16 億円 (個人：約 13 億円 法人：約 3 億円)

### 5 実施時期

平成 23 年 4 月から 5 年間 (平成 22 年 2 月定例県議会へ条例案上程の予定)

#### 【参考：他都道府県における環境税の導入状況】

県民税均等割超過課税は、平成 21 年 4 月現在、全国 30 県で導入済みである。